



西日本新華僑華人聯合會

OVERSEAS CHINESE ASSOCIATION IN WESTERN JAPAN

<http://www.ocajapan.org/>

西日本新華僑華人聯合會規約

第一章 総則

第一条 名称

- 一、会の名称は“西日本新華僑華人聯合會”とする。(以下、本聯合會と略す)
- 二、中国語表示は“西日本新华侨华人联合会”とする。
- 三、英語表示は“Overseas Chinese Association in Western Japan”とする。

第二条 性質

本聯合會は西日本地区に活動している華僑華人団体からなる非営利的な団体である。

第三条 主旨

本聯合會は“愛郷愛國、落地生根、團結互助、平和友好”を基本理念とし、各華僑華人団体の独自能力の發揮を最大限にしつつ、団体間の相乗効果を原資に、地域社会との融合を始め、華僑華人の生活環境の向上を目指す。

第四条 事業内容

- 一、西日本地区における華僑華人団体間の協調・協力・交流プラットフォームの創設と維持發展。
- 二、世界を視野に、各国、各地区の華僑華人団体との交流、協力促進。
- 三、地域社会との融合の促進を以て、華僑華人の權益の保護。
- 四、華僑華人活動に顕著な貢獻のある個人、団体の表彰。
- 五、祖国の和平統一の促進、祖国の經濟發展の支援。
- 六、中日友好の促進。
- 七、その他、本聯合會主旨に合致する事業。

第五条 会の住所

本聯合會の住所は大阪府内に置く。

第二章 會員

第六条 會員資格

本聯合會の主旨に賛同し、本規約の遵守ができる西日本地区に活動する華僑華人団体であれば、その団体の代表の申請により、本聯合會の3分の2の會員団体の代表の賛成を以て、本聯合會の會員になることができる。

第七条 會員の基本權利

- 一、會員団体に所属する要員を本聯合會への理事派遣、交替、取り消し。
- 二、會員団体に所属する要員の本聯合會監事としての推薦またはその取り消し。
- 三、會員団体に所属する本聯合會の理事または監事を通して、本聯合會での議題的、表決權、監督權の行使。
- 四、退会の自由。

第八条 會員の基本義務

- 一、本聯合會の規約および各種規定の遵守、本聯合會の議決事項の執行。
- 二、本聯合會の規定に従って、期日までに規定の会費の納付。



西日本新華僑華人聯合會

OVERSEAS CHINESE ASSOCIATION IN WESTERN JAPAN

<http://www.ocajapan.org/>

第三章 機構

第九條 理事会

- 一、本聯合会は、理事若干名、監事若干名からなる理事会を設置する。理事会は2年を一期とする。
- 二、理事は、会員団体より派遣することとし、継続派遣は禁止としない。
- 三、理事は、議事提起、表決権、選挙権および被選挙権を有する。
- 四、監事は、会員団体代表の推薦を受け、会員団体代表全員の半数以上の同意を以て選任する。監事の留任は禁止としない。
- 五、監事は、本聯合会の規約および各種規定に照らし、理事会の各種活動を監理し、理事会に報告する。
- 六、監事は、議事提案権を有するが、表決権、選挙権、被選挙権は有しない。

第十條 理事会全体会議

- 一、本聯合会は、理事会全体会議を設ける。理事会全体会議は理事全員と監事の出席を求め、本聯合会の最高権力を有する。理事会全体会議の招集は定期と臨時の2種類があり、効力は同等である。
- 二、定期理事会全体会議は毎四半期に招集することとし、会長は招集責任を負う。
- 三、臨時理事会全体会議は、会長が半数以上の会員団体代表の同意を得ること条件に収集することできるほか、会員団体代表は、会員団体代表動議を提起し、3分の2以上の下院団体代表の同意を得ること条件に、招集することができる。この場合は、動議提起の会員団体代表は招集者とする。
- 四、理事会全体会議は本聯合会の活動計画と財務予算を審議する。
- 五、理事会全体会議は本聯合会の活動報告、財務報告、監査報告を審議する。
- 六、理事会全体会議は理事、監事の議事提案を審議する。
- 七、理事会全体会議は他の団体との協議、協力、連携事項を審議または批准する。
- 八、理事会全体会議は本聯合会の組織構成、会員の入退会、理事会の人事任免、表彰事項、規約違反事故の処理案
- 九、理事会全体会議は本聯合会の規約および各種規定の制定、改修を行う。

第十一條 会長会議

- 一、理事会は会長会議を設ける。会長会議は理事会の常設機構として、会長と副会長から構成する。会長会議は、会長が招集し、理事会全体会議に対し責任を負う。
- 二、会長会議は、原則として、毎月招集する。
- 二、会長会議は、理事会会議の議事内容、開催時期の調整を行う。また、理事会全体会議の休会期間中、本聯合会の日常事項の対応に当たる。

第十二條 会長と副会長

- 一、本連具会は、会長1名、副会長若干名を設ける。
- 二、会長は、理事会の会員団体代表全体会議（会長会議）における選挙により選出される。会長候補者は本聯合会の理事でなければならないが、本人同意を得ることが前提に、推薦による立候補ができる。会長の任期は、2年とし、連続当選は禁止としない。
- 三、副会長は、各会員団体より自団体に所属する理事の中から1名を指定することとする。副会長は連続指定することは禁止としない。
- 四、会長は唯一の本聯合会の対外代表である。
- 五、副会長は、所属会員団体の代表として、会長を補佐する。副会長は、理事会の下部組織の要員を兼任することができる。
- 六、会長の停免職は、会員団体代表の4分の3以上の同意を得る必要がある。会長は、所属団体から理

事務局： ☎541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル5F

Email: office-ml@ocajapan.org



西日本新華僑華人聯合會

OVERSEAS CHINESE ASSOCIATION IN WESTERN JAPAN

<http://www.ocajapan.org/>

事派遣の取り消しを受けた時点より、自己都合の辞任として、会長の職を解く。任期未満の会長辞職または免職が確定された日から、30日以内に、新会長選出を行うこととし、新会長の任期は、選出時の理事会任期を越えることはできないとする。

第十三条 会長代行

- 一、本聯合会は、1名の会長代行を設ける。会長代行は、副会長の輪番担当とする。
- 二、会長代行は、会長が一時的に職務履行不可の状況下に、会長に代わって、その責務を負う。
- 三、会長代行期間は3か月を超えてはならない。

第十四条 名誉会長、顧問

- 一、本聯合会は、名誉会長と顧問をそれぞれ若干名設ける。
- 二、名誉会長は、本聯合会の会長経験者から、会長の指名と本人同意を得て、理事会全体会議の承認を受けるより招聘される。名誉会長には、会長より招聘書を発行する。名誉会長の任期は、2年とし、連続招聘は禁止としない。
- 三、顧問は、本聯合会外部の知名人であり、会長の指名と本人同意を得て、理事会全体会議の承認を受けるより招聘される。顧問には、会長より招聘書を発行する。顧問の任期は、2年とし、連続招聘は禁止としない。
- 三、名誉会長と顧問の任期中の招聘中止は、会長会議での十分な協議を得ることが必須とし、已む得ない場合は、書面にて本人に通知することとする。

第十五条 事務局

- 一、本聯合会は事務局を設ける。事務局においては、事務局長1名、副局長若干名を設ける。
- 二、事務局長は、本聯合会の現任理事の中から、会長会議で指名を行い、会長がそれを任命する。
- 三、事務局副局長は、本聯合会の現任理事の中から、事務局長が指名し、会長会議の同意を得て、会長がそれを任命する。
- 四、事務局は、本聯合会の日常事務対応組織として、会長会議の委託を受け活動を行う。

第十六条 専門委員会

- 一、本聯合会は事業展開に合わせて、各種の専門委員会の設立またはその廃止はできる。
- 二、専門委員会の設立と廃止は、会長会議の審議を得て、理事会全体会議の承認を得なければならない。
- 三、専門委員会の委員長は、本聯合会の現任理事の中から、会長会議の指名を受け、会長がそれを任命する。
- 四、専門委員会は、本聯合会の主旨に反しない限り、自主的な活動展開ができ、参加メンバーは、本聯合会の構成員以外でも構わない。

第四章 財務管理

第十七条 経費

本聯合会の経費は会員団体の会費および本聯合会の内外からの寄付により賄う。

第十八条 会費

- 一、本聯合会は、会員団体に会費を年度毎に請求する。
- 二、会費額と納付方法は、事務局がその案を作成し、会長会議の協議を得て、理事会全体会議の承認を受けて確定とする。



西日本新華僑華人聯合會

OVERSEAS CHINESE ASSOCIATION IN WESTERN JAPAN

<http://www.ocajapan.org/>

三、期日までに会費納付ができない会員団体に対しては、会長会議の協議により、納付完了までの期間中、会員団体の権利行使を停止することができる。

第十九条 財務管理

- 一、本聯合会の財務管理は、事務局の責務にて行う。
- 二、四半期ごとの財務決算は、会長会議の精査を得たうえ、理事会全体会議に報告する。
- 三、年度の財務決算は、監事の監査を受け、会長会議の精査を得たうえ、理事会全体会議に報告し、承認を得る。
- 四、会計と出納は分離し、会計証憑は担当者と会長または会長代行の署名が必要とする。出納証憑は、会計と事務局長の署名が必要とする。

第五章 その他

第二十条 実施細則の制定

- 一、実務運営に応じて、実施細則を制定する。
- 二、実施細則は、本聯合会の主旨に反してはならない。

第二十一条 事業年度と財務年度

本聯合会の事業年度と財務年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第二十二条 規約の翻訳

本規約は、中国語を原本とし、必要に応じて各種の言語に翻訳することができる。相違が発生する場合、原本を正とする。

第二十三条 規約の改定と解釈

- 一、本規約の改定と解釈権は、理事会全体会議に帰する。
- 二、本規約の改定は、会長会議の審議を経て、会員団体代表の4分の3以上の同意を得るうえ、理事会全体会議の討議に付する。全体理事の3分の2の同意を以て改訂が成立とする。

(第1回理事会第1回全体会議 2002年9月15日承認、
第7期理事会第9回会員団体代表全体会議 2017年3月22日改訂承認、当日発効。)